

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和元年 5月 27日

京都市長宛

提出者

住所 大阪府守口市南寺方東通5-20-22

氏名 前田道路株式会社 大阪営業所
 所長 政木 教昭

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6996-6961

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田道路(株) 大阪営業所 京都市事業場
事業場の所在地	京都市管轄内事業場
計画期間	2019年4月1日～2020年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：415百万円
③ 従業員数	16人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 がれき類→アスファルト・コンクリート類 再生処理業者に委託して再生材として再資源化 木くず→再生処理業者に委託して、再生原料・燃料として再利用 ガラスくず→再生処理業者に委託して、再生原料・燃料として再利用 石膏ボード→再生処理業者に委託して石膏粉などとして再利用 建設系混合廃棄物→中間処理業者に委託し分別 繊維くず→再生処理業者に委託して、再生原料・発電燃料として再利用 廃プラスチック→再生処理業者に委託して、再生原料・発電燃料として再利用 廃油→埋立処分業者に委託して、埋立処理 廃石膏ボード→再生処理業者に委託して、再生原料として再利用 廃石綿等→埋立処分業者に委託して、埋立処理 石綿含有廃棄物→埋立処分業者に委託して、埋立処理 蛍光灯→再生処理業者に委託してガラスカレットなどとして再利用

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社



支店長 (廃棄物処理統括責任者)



工事現場管理責任者 (産業廃棄物管理責任者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (2018年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	アスコンガラ
	排 出 量	2040 t	140 t
②計画	木くず 9.78 t ガラスくず 0.16 t 管理型混合廃棄物 7.6 t 繊維くず 2.48 t 廃プラスチック 9.15 t 廃油 0.96 t 蛍光灯 0.03 t 廃石膏ボード 5.64 t 廃石綿等 1.3 t 石綿含有廃棄物 6.66 t / 合計2223.76 t (これまでに実施した取組) ・分別の徹底を行う		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	アスコンガラ
	排 出 量	10 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) 工法改善による産業廃棄物の減少 これまでと同様の取組を継続して行う		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 委託基準に従って、委託できる業者を選定 がれき類→ダンプに積んで処分地に持込
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2018年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2018年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2018年度）実績】別紙資料添付		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) これまでと同様の取組を継続して行う。 委託処理業者には定期的に実地確認を実施する。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。